

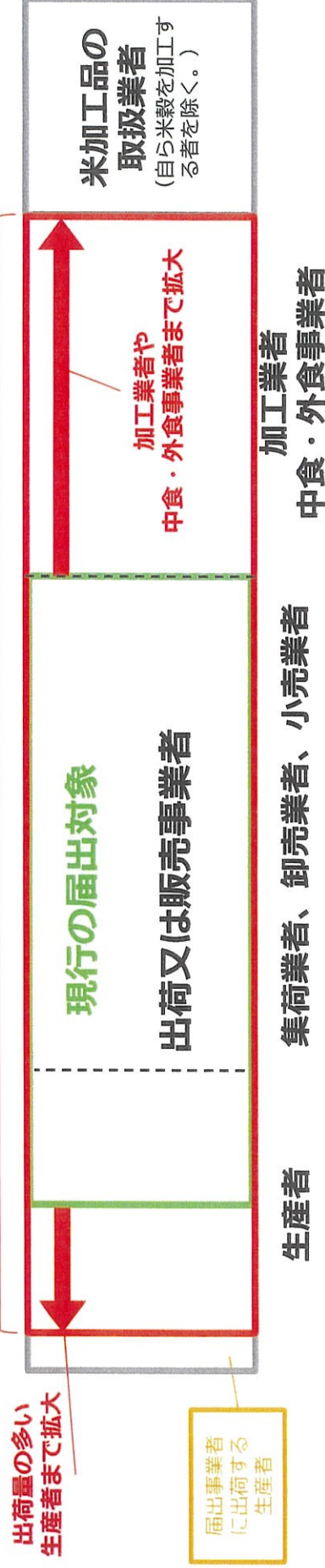
流通実態把握の新たな仕組みのイメージ（全体）

米の安定供給等実現関係閣僚会議
(令和7年11月28日) 資料より

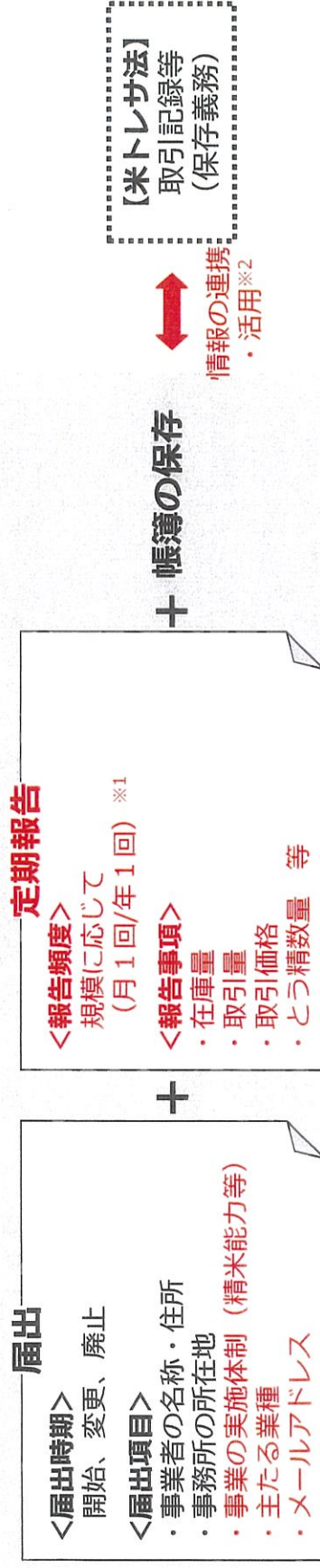
- 需給見通しの精度向上と、市場動向のより密な情報発信に向けた情報把握の強化のため、食糧法の届出対象を拡大するとともに、新たに定期報告を措置。届出・定期報告とともに、事業者への新たな負担を考慮しつつ、実効性確保のための方策を併せて検討。

【食糧法の届出対象】

新たな制度の届出対象



【食糧法の義務】赤字は新設

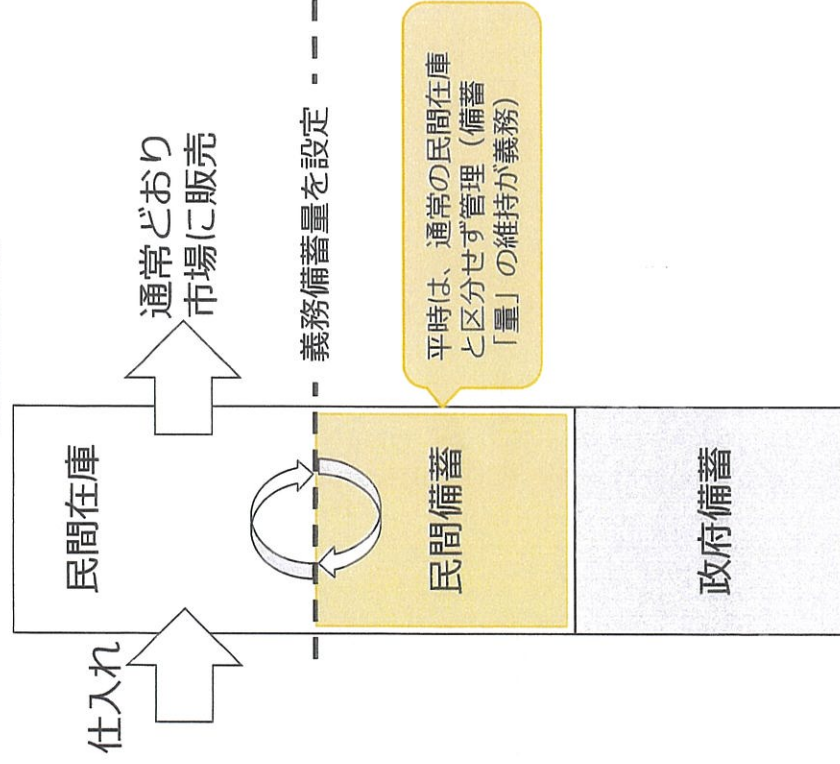


※1定期報告の対象となる年間取扱数量の下限や、報告頻度については、省令などで定める予定。
※2トレサ法での保存義務事項の情報と相互に連携させることで、その実態を運用上確認。

民間備蓄

- 民間備蓄は、通常の民間取引で回している米の一定量を備蓄米として維持するものであり、民間備蓄の目的である不足時の供給に支障がない範囲で通常の民間在庫と区分せず管理する方式を想定。
- 民間備蓄の放出時の価格については、民間備蓄保有者から取引（数量、価格等）に係る報告を求め、必要に応じ公表。その際、食料システム法に基づくコスト指標を基に、これに適正な利潤を加味した水準を確認。仮に過大な利潤を加味して売り渡していると判断される場合、備蓄米の円滑な流通への懸念として法律に基づく立入検査等を実施。

平 時



供給不足時

- ・ 国：定期報告等で需給状況をモニタリング
 - ・ 民間備蓄事業者：日々の取引の中で不足感が生じた場合（民間の在庫水準の低下などに端緒）に、国に前広に随時相談・報告（アラート機能）
- 不足が生じるおそれがある場合、国は、義務備蓄量の取崩しを決定

